○交通反則通告関係業務実施要領の制定について(概要)

（昭和46年福警交指内訓第2号）

この内訓は、交通反則通告センターにおける通告関係事務の処理、報告要領及び不納付事件等の送致要領等について定めたものである。

主な内容として

○　通告要領

○　納付書の交付要領

○　反則金の還付

○　反則金納付事件の処理要領

○　反則金不納付事件等の処理要領

○　逆送事件等の処理要領

○　道路交通法第第１３０条による送致該当事件の処理

○　通告書等の作成要領

○　通告センターにおける交通反則切符の補正要領

○　納付者通知票の取扱い

○　公印の使用・保管の方法

○　通告関係書類の送達・保存

などの項目からなっている。